

弁護士互助年金規則（規則第二十四号）中一部改正

弁護士互助年金規則（規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「別表第一の」を「会長が定める」に、「年率一・二五％」を「給付開始時における会長が定める予定利率」に改める。

第八条中「別表第二の」を「会長が定める」に、「年率一・二五％」を「給付開始時における会長が定める予定利率」に改める。

第九条の二及び第十条中「別表第三の」を「会長が定める」に改める。

別表第一から別表第三までを削る。

附 則

- 1 第七条、第八条、第九条の二、第十条及び別表第一から別表第三までの改正規定は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現にA種年金、B種年金の給付を受けている者については、なお従前の例による。